

定期報告が必要な建築物・建築設備等・昇降機等

(令和7年7月1日以降に調査を行うもの)

特定建築物

	用途	対象用途の位置・規模（いずれかに該当するもの）
(1)	劇場、映画館、演芸場	①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④当該用途が地階にあるもの（100㎡超）
(2)	観覧場（屋外観覧場は除く）、 公会堂、集会場	①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの（100㎡超）
(3)	病院、診療所 ※1、旅館、 ホテル、共同住宅 ※2、 寄宿舎 ※3、 就寝用途の児童福祉施設等 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの ※4、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所 ※5	①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの（100㎡超） ※1 2階以上の部分に患者の収容施設があるものに限る。 ※2 サービス付き高齢者向け住宅に限る。 ※3 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。 ※4 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。 ※5 自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。
(4) ※6	体育館、博物館、美術館、 図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、 スポーツの練習場	①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②当該用途の床面積が2000㎡以上のもの ※6 学校に附属するものを除く。
(5)	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理店、 飲食店、物品販売業を営む店舗	①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積が3000㎡以上のもの ④当該用途が地階にあるもの（100㎡超）
<p>※ 【共通】 建築基準法別表第一(イ)欄の用途に供する部分の床面積が200㎡以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外です。</p> <p>※ 【共通】 換気設備、可動式防煙壁、非常用の照明装置（予備電源内蔵型）の作動の状況及び物品の放置の状況は、特定建築物の定期報告で調査が必要となります。</p> <p>令和7年7月1日以降に調査を行うものは「別紙（神奈川県建築基準法施行細則 第5条関係）」を提出してください。</p>		

※ 本紙に記載された事項は神奈川県が所管する市町村域について適用されるものです。

定期報告が必要な建築物・建築設備等・昇降機等

(令和7年7月1日以降に調査を行うもの)

特定建築設備等

種別	対象
建築設備	<p>排煙設備（排煙機を設けたものに限る） 非常用の照明装置（予備電源内蔵型を除く）</p> <p>※ いずれも定期報告対象建築物に設けられたものに限ります。</p>
防火設備	<p>定期報告対象建築物に設けられた<u>随時閉鎖式の防火設備及び各階の主要な常時閉鎖式の防火扉</u></p> <p>以下に掲げる用途のうち、床面積が 200 m²を超える建築物に設けられた随時閉鎖式の防火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・ 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・ 寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・ 就寝用途の児童福祉施設等 <p>※ 外壁開口部の防火設備、防火ダンパーは対象外です。</p>
昇降機	<p>エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機</p> <p>※ いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※ 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。</p>
工作物	観光用エレベーター・エスカレーター、遊戯施設

定期報告の時期 ※原則として毎年の報告です。

報告対象	分類、備考	報告時期
建築物	初回の報告	対象となった日から1年後の月
	2回目以降の報告	前回報告の1年後の同じ月 ※1
建築設備 防火設備	初回の報告	建築物の報告と同じ月
	2回目以降の報告	前回報告の1年後の同じ月
昇降機	初回の報告	検査済証の交付を受けた日から1年後の月
工作物	2回目以降の報告	前回報告の1年後の同じ月

※1 建築物の維持保全が適切に行われているもの（既存不適格を除く要是正の指摘がないもの。建築設備、防火設備がある場合はその報告内容も含む。）については、次回の建築物の定期報告は2年以内で県が指定する月となります。ただし、建築設備、防火設備は毎年の報告です。

※ **【共通】調査日・検査日から3ヶ月以内に報告してください。**その際、要是正の項目はできる限り是正した上で、報告してください。

※ 本紙に記載された事項は神奈川県が所管する市町村域について適用されるものです。